

北見市立おんねゆ学園 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるとの基本認識に立ち、本校の児童生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない、いじめを決して許さない学校を作るために「北見市立おんねゆ学園 いじめ防止基本方針」として定め、策定するものである。

○本校における「いじめ防止のための基本的な考え方」

- ・いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る緊張感をもち、児童生徒が安心して学校生活を送れるように、学級内にいじめは決して許さない雰囲気を作る。
- ・児童生徒、教職員の相手を思いやる言動など人権感覚を高める。
- ・児童生徒同士、児童生徒と教職員をはじめとして校内における温かい人間関係を築く。
- ・全教職員で、いじめの未然防止や早期発見に努め、適切な指導を行い、いじめに関する問題が生じた場合は早期の解決を図る。
- ・いじめの未然防止や問題の解決に向けて、保護者・地域・関係機関との連携を密にして取り組む。

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を調査し、児童生徒の感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断するものとする。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童生徒の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ対応にあたる。

2 「いじめ」を未然に防止するために

(1) いじめについての共通理解

校内研修や職員会議等で教職員全員の共通理解を図るとともに、「いじめは絶対に許されない」雰囲気の醸成を図る。

(2) 思いやりやコミュニケーション能力の育成

他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、友人等と信頼関係を築けるように指導する。

(3) 自己有用感や自己肯定感の育成

集団の一員として自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土を醸成する。

(4) 児童生徒自らの学びや取組

児童生徒が主体的にいじめ問題について考えたり議論したりする活動を推進する。

(5) 指導の在り方

教職員の言動など指導の在り方には細心の注意を払い、いじめ問題への対応力の向上を図る。

(6) いじめ防止基本方針の周知

いじめ防止基本方針について、保護者や地域に理解できるように説明するなど周知する。

(7) 具体的な取組

①児童生徒に対して

- ア 児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切に、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、マナーやルールを守る等の規範意識の醸成に努める。
- イ わかる授業づくりを進め、児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感を育てる。
- ウ 思いやりや児童生徒一人一人がかけがいのない存在であること、命の大切さを「特別の教科 道徳」の時間や教育活動全般において指導し心情を育む。
- エ 「いじめは決して許されない」との認識をもつよう、あらゆる活動の中で指導する。
- オ 「いじめ」の場面に対して、見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることであり、「いじめ」を見たら教師や保護者、友人などに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- カ 「いじめ」と感じたことを教師や保護者、友人などに知らせることは、未然防止に有益であることを指導する。

②教員として

- ア 児童生徒一人一人が、自己有用感や居場所を感じられる学級経営に努め、児童生徒との信頼関係を深める。
- イ 児童生徒の思いやりや命の大切さを育む道徳教育を推進するとともに、さまざまな指導場面においてもその充実を図る。
- ウ 「いじめは決して許さない」という教職員の強い姿勢を、さまざまな活動場面を通して児童生徒に示す。
- エ 児童生徒一人一人の実態や様子に気を配り、細かな変化にも気づく敏感な感覚をもつように努める。
- オ 児童生徒や保護者からのいじめや心配ごとなどに関する話に対して、親身になって聞く姿勢をもち続ける。
- カ 未然防止に向けた教育相談の在り方、いじめの構造や問題への対処など、「いじめ問題」についての理解を深める。
- キ 問題を担任等が一人で抱え込むことなく、管理職への報告を速やかに行うとともに、全教職員と情報を共有し、組織で解決する意識をもつ。

③学校として

- ア 教育活動全般を通して「いじめは絶対許されない」との土壌をつくる。
- イ 年複数回のいじめに関するアンケート調査や教育相談を定期的実施し、その結果から得た児童生徒の様子の変化などについて教職員全体で共有する。
- ウ 「いじめ問題」に関する校内研修を計画的に行い、いじめについて本校職員の理解を深め、実践力を高める。
- エ いじめ未然防止や解消に向けた児童生徒会としての取組や児童生徒が主体となって話し合ったり活動したりする機会が多くなるように図る。
- オ 校内組織の「いじめ防止等対策委員会」を中心に、いじめの未然防止に向けての取組や研修の機会を設けるなど、組織的に未然防止に努める。
- カ 特に配慮が必要な児童生徒(下記)については、日常的に特性を踏まえた適切な支援を行い、保護者との連携や周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒
 - ・性同一性障害や性的傾向、LGBT 等性的マイノリティの児童生徒

- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

④保護者・地域に対して

- ア 児童生徒が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- イ 「いじめ問題」の解決には、学校や家庭・地域、関係機関等との連携が必要であることなど、情報を常に発信し、理解と協力を求めていく。

3 いじめの早期発見・早期対応について

(1) いじめの積極的な認知・報告・共有

ささいな兆候であってもいじめではないかとの視点を持ち、早期からの確に関わり、軽視することなくいじめを積極的に認知するよう努める。

(2) 児童生徒の変化の把握

日常的に児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう情報収集と共有を行う。

(3) アンケート調査と教育相談

定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に努める。

(4) 具体的な取組

①早期発見に向けて

- ア 児童生徒一人一人の様子を全教職員で見守り、気づいたことを共有する。
- イ 変化が見られる児童生徒には、教師が積極的に声をかけるなど安心感をもたせる。
- ウ アンケート調査等を活用し、人間関係や学校生活等での悩み事の把握に努める。

②教育相談等について

- ア いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童生徒に伝えていく。
- イ いじめを訴える児童生徒や保護者には親身に対応し、悩みや苦しみを受け止め、いじめから児童生徒を守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ウ いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告する。管理職は、早期に「いじめ防止等対策委員会」を開催し、情報の共有と早期解決に向けての組織的な取組を進める。

③解決に向けて

- ア 教職員が気づいたり、児童生徒や保護者から相談があったりした「いじめ」の事実関係を早期に把握する。二者の関係ばかりではなく、構造的に問題を捉えていく。
- イ 事実関係の把握は、「いじめ防止等対策委員会」を中心に、組織的な体制で行う。
- ウ いじめを行った児童生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、いじめることをやめさせることを第一とする。
- エ いじめは、相手を大きく傷つけ苦しめることを気づかせる指導を行うとともに、該当児童生徒の心の安定を図る指導を行う。
- オ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と家庭が連携して解決に向かうことを伝えていく。

4 校内体制について

- (1) 校務分掌に「いじめ防止等対策委員会」を位置付ける。その役割として、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期解決等、いじめ問題の防止や対応に向けた取組等を中心となって進める。
- (2) 「いじめ」に関する情報や早期解決に向けて等の取組については、児童生徒の個人情報に考慮しながら、本校の全教職員が共有するようにする。

- (3) 学校評価においては、年度の取組について、児童生徒や保護者アンケート、教職員の自己評価を行い、その結果を保護者や地域、関係機関に公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5 関係機関との連携について

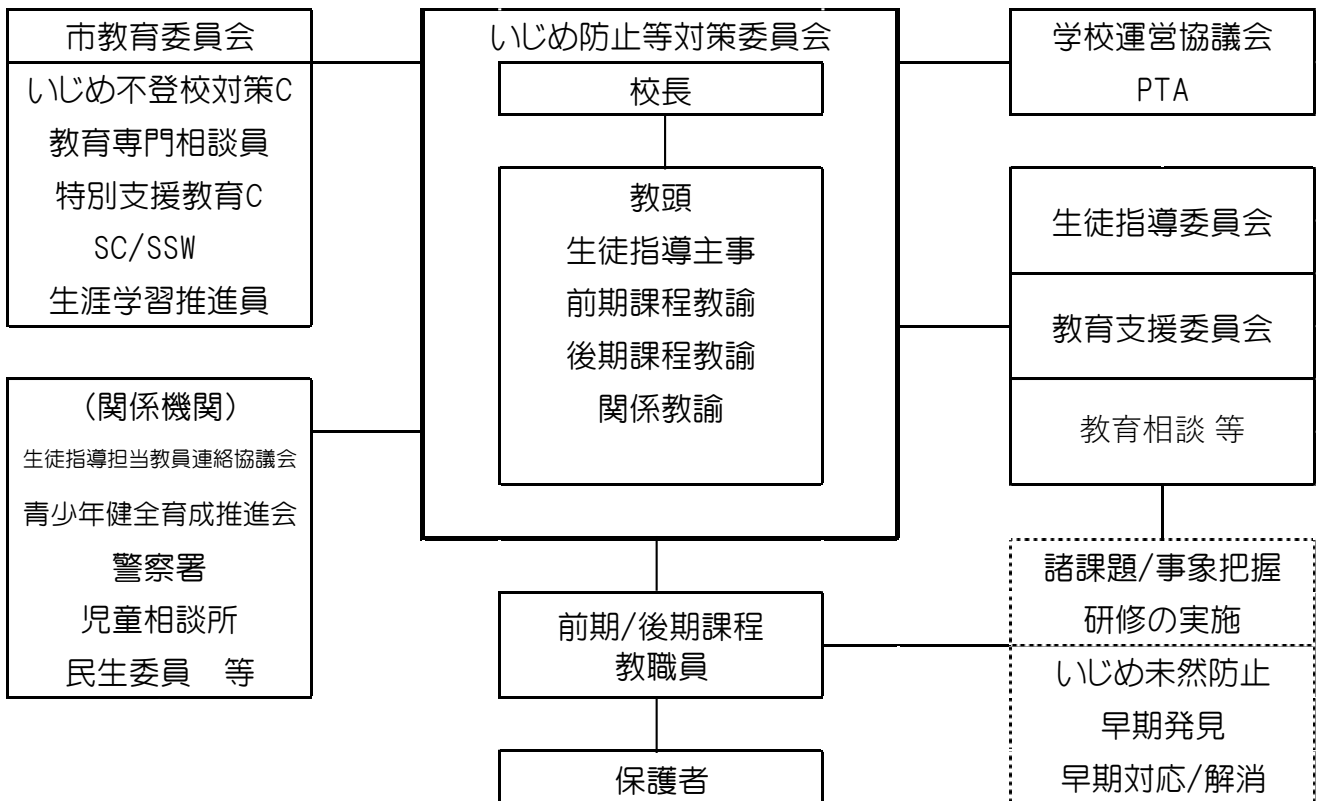
- (1) いじめの事実を確認した場合は、北見市教育委員会へ遅滞なく報告する。また、重大事態発生時の対応等については、北見市教育委員会の指導・助言を受け、組織的に動く。
- (2) いじめの早期解決及び解消、児童生徒のケア等については、必要に応じて、いじめ不登校対策コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、教育専門相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を受けて行う。
- (3) 生徒指導担当教員連絡協議会、警察署生活安全課やサポートセンター、児童相談所、各種相談機関、民生委員等との連携を図り、いじめ問題の未然防止や早期発見、早期解決を進めて行く。
- (4) 学校運営協議会やPTA等と連携して、地域及び保護者と共通理解していじめの未然防止、早期発見・解消等を行う。

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合には、直ちに北見市教育委員会へ報告し、調査の主体等について協議する。
- (2) 学校が主体となって調査を行う場合は、「いじめ防止等対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法で行う。
- (3) いじめを受けた児童生徒の話をも十分に聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する聞き取り調査を行うこともある(ただし、当該児童生徒や情報提供者等を守ることを最優先にして考える)。また、いじめを受けた児童生徒から聞き取りができない場合は、保護者の話を十分に聴取するなど、当該児童生徒の保護者と調査について協議して進める。
- (4) 調査によって明らかになった事実関係については、いじめを受けた児童生徒や保護者に説明する。情報の提供については、児童生徒のプライバシーなど関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。
- (5) 調査結果を北見市教育委員会に報告する。
- (6) 調査結果を踏まえ、同種の発生防止のために必要な取組を組織的に行う。

7 いじめの防止等の組織

(1) 指導組織図



(2) いじめ対策委員会は次のことを行う

- ア 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- イ いじめの相談・通報の窓口
- ウ 関係機関、専門機関との連携
- エ いじめの疑いや生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有
- オ いじめの疑いに関わる情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- カ 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
- キ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- ク 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進